

★4月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

高年齢労働者・雇用保険料免除期間終了について

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者に関する雇用保険料は免除されていましたが、**令和2年4月1日から、65歳以上の方についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。**

該当の方がいらっしゃる事業主様は、給与計算の際にお間違えないよう、ご注意ください！

本年度の雇用保険料率は下記をご覧ください。

令和2年度 各種保険料率 改定

健康保険・介護保険料率 埼玉県 令和2年3月分(4月納付分)より
健康保険料率 9.81% 介護保険料率 1.79%

雇用保険料率 本年度の変更なし

	①労働者負担	②事業主負担	雇用保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の料率	雇保二事業の料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

新入社員研修 & 春の健康診断 申込受付中

詳細は別紙にて通知済です、ご希望の方はお早目の申し込みを！

- ①新入社員研修: 4月15日(水) 10時～16時 寺山総研ビル3階
4月8日(水) 申込締切
- ②春の健康診断: 4月17日(金)・23日(木) 13時～14時半 深谷寄居医師会 メディカルセンター
3月13日(金) 申込締切 締切後は要相談

★令和2年4月の営業土曜日は
以下のとおりです。

4日(土) 休
11日(土) 営業(労務)
18日(土) 営業(労務)
25日(土) 営業(税務・労務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>

GW休業日 令和2年5月3日(日)～令和2年5月6日(水)